

地方自治法第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月3日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬戸 元

## 第1 監査の概要

### 1 監査の期間

令和6年10月31日（木）から令和6年12月23日（月）まで

### 2 監査の対象

「飯塚市文化会館」の指定管理者の業務について

- ・ 指定管理者 公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団
- ・ 担当課 文化課

### 3 監査の場所

監査事務局及び当該施設

### 4 監査の範囲

令和5年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

### 5 監査の方法

「飯塚市文化会館」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

### 6 監査の主な着眼点

#### 【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
  - ② 施設の利用状況
  - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
  - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

#### 【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

## 第2 監査の結果

- 1 指定管理料                      令和5年度    144,423,000円
- 2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市文化会館」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和5年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

#### 【文化課に対する指摘事項】

##### 1 事業報告書の提出について（局長指摘事項）

飯塚市文化会館の管理運営に関する基本協定書（以下、「本協定」という。）第

15 条によれば、毎年度終了後 60 日以内に事業報告書を提出しなければならないと規定されている。

しかしながら、令和 5 年度の事業報告書は、提出期限である令和 6 年 5 月 30 日を過ぎて提出されていた。

今後は、本協定を遵守し、適正な事務処理を行うよう、指定管理者に指導を行うこと。

## 2 消防設備等定期点検業務委託について（局長指摘事項）

指定管理者が、第三者と締結している消防設備等定期点検業務委託契約によれば、「請負代金については、各回の業務報告書の提出を受けて、甲が検査承認の後、（略）」とされている。

しかしながら、請負者から令和 5 年 5 月 1 日付で提出された委託業務部分完了届及び検査報告書（以下「完了届」という。）によれば、文化会館消防設備等定期点検業務（以下「点検業務」という。）は、令和 5 年 4 月 1 日に着手し、令和 5 年 4 月 30 日に完了した旨明記されているが、請負者（受託者）が完了届で届け出た 4 月の点検業務期間の業務内容を示す資料が添付されていない。そのため、いっどのような点検を行ったのか不明の状況にあり、指定管理者が検査承認した内容が確認できない。

今後は、業務の履行確認を徹底するとともに、適正な事務処理を行うよう、指定管理者に指導を行うこと。

## 3 チャイルドクッションの有効活用について（局長指摘事項）

小さな子どもでもステージがよく見えるように、座席の高さを調整するチャイルドクッションを、令和 4 年度に 40 個購入し、無料貸出しを行っているが、令和 5 年度の貸出件数は 5 件であり、有効に活用されていない。

チャイルドクッションの貸出しについては、指定管理者が主催者に説明を行い、希望者は主催者から貸出しを受けることになっている。

しかしながら、チャイルドクッションの無料貸出しについては、来場者全員には配布されていないパンフレットに記載しているのみであり、来場者に知られていないことが懸念される。

今後も、利用対象となる子どもやその保護者等にチャイルドクッションの無料貸出しについて認識されなければ、利用者が増えることはないと思料する。

チャイルドクッションが有効活用されるよう、指定管理者に対し、利用者目線

に立った周知に努め、主催者による円滑な貸出しが行われるよう、指導を行うこと。

## 【飯塚市文化会館指定管理者に対する指摘事項】

### 1 事業報告書の提出について（局長指摘事項）

飯塚市文化会館の管理運営に関する基本協定書（以下、「本協定」という。）第15条によれば、毎年度終了後60日以内に事業報告書を提出しなければならないと規定されています。

しかしながら、令和5年度の事業報告書は、提出期限である令和6年5月30日を過ぎて提出されていました。

今後は、本協定を遵守し、適正な事務処理を行ってください。

### 2 消防設備等定期点検業務委託について（局長指摘事項）

指定管理者が、第三者と締結している消防設備等定期点検業務委託契約によれば、「請負代金については、各回の業務報告書の提出を受けて、甲が検査承認の後、（略）」とされています。

しかしながら、請負者から令和5年5月1日付で提出された委託業務部分完了届及び検査報告書（以下「完了届」という。）によれば、文化会館消防設備等定期点検業務（以下「点検業務」という。）は、令和5年4月1日に着手し、令和5年4月30日に完了した旨明記されていますが、請負者（受託者）が完了届で届け出た4月の点検業務期間の業務内容を示す資料が添付されていません。そのため、いつどのような点検を行ったのか不明の状況にあり、指定管理者が検査承認した内容が確認できません。

今後は、業務の履行確認を徹底するとともに、適正な事務処理を行ってください。

### 3 チャイルドクッションの有効活用について（局長指摘事項）

小さな子どもでもステージがよく見えるように、座席の高さを調整するチャイルドクッションを、令和4年度に40個購入し、無料貸出しを行っていますが、令和5年度の貸出件数は5件であり、有効に活用されていません。

チャイルドクッションの貸出しについては、指定管理者が主催者に説明を行い、希望者は主催者から貸出しを受けることになっています。

しかしながら、チャイルドクッションの無料貸出しについては、来場者全員には配布されていないパンフレットに記載しているのみであり、来場者に知られていないことが懸念されます。

今後も、利用対象となる子どもやその保護者等にチャイルドクッションの無料貸出しについて認識されなければ、利用が増えることはないと思料します。

チャイルドクッションが有効活用されるよう、利用者目線に立った周知に努め、主催者による円滑な貸出しが行われるよう、対応策を講じてください。